

3. 安全衛生経費を内訳明示した見積書作成手順（案）

1. 安全衛生経費を内訳明示した見積書とは

建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な労働災害防止対策を適切に実施するため、従来一般的に行われている複合単価（直接工事費・現場管理費・一般管理費を含む）によるものでなく、「安全衛生経費」を内訳として明示した見積書のことをいう。

2. 内訳明示する安全衛生経費の算出方法

(1) 内訳明示する安全衛生経費の範囲

見積条件提示時に「〇〇工事における安全衛生経費対策項目の確認表【足場】」（以下「確認表」という。）等において、下請けが費用負担することを確認した項目とする。

再下請けをする場合は、再下請負業者が作成する見積書に必要な安全衛生経費も計上し、注文者は再下請業者に適切に支払うことが必要である。（再々下請以下も同じ）

確認表に対策項目の明示記載がないが、個別工事現場において必要となる安全衛生対策がある場合は、確認表の「追加項目」に記入し注文者と確認すること。

(2) 安全衛生経費の基本的な算出方法

安全衛生経費の算出は、①個別工事現場の条件等により必要となる安全衛生対策（墜落等による危険の防止措置、公衆災害に要する対策（立ち入り禁止措置）等）と②建設技能者にかかる安全衛生対策（保護具、安全衛生教育、健康診断等）で積算するものとする。

① 個別工事現場における安全衛生経費

個別工事現場の施工内容、現場条件等で必要となり、確認表（追加項目を含む）において下請けが費用負担することを確認した項目を対象に個別に積み上げて積算するものとする。

【個別に積み上げて積算する例】

例1 墜落防止措置（開口部養生）

安全衛生経費＝単価（リース料金）×使用期間×施工数量

例2 誘導員

安全衛生経費＝人工（人・日）×単価

例3 作業区画表示

安全衛生経費＝単価（リース料金）×使用期間×施工数量

② 建設技能者にかかる安全衛生経費

建設技能者1人当たりの1年間にかかる安全衛生経費（保護具、安全衛生教育・作業従事者への技能講習・特別教育・健康診断等（公共工事設計労務単価））を算出し、年収（公共工事設計労務単価×年間労働日数）で除したものを「安全衛生経費率」とする。

【安全衛生経費率の計算式】

$$\text{安全衛生経費率} = \frac{\text{1年間にかかる安全衛生経費}}{\text{年収（公共工事設計労務単価} \times \text{年間労働日数（234日））}}$$

労務費に安全衛生経費率を乗じ当該工事②の安全衛生経費額を算出する。

【②の安全衛生経費の計算式】

$$\text{②の安全衛生経費} = \text{個別工事の見積金額の労務費（値引き前、法定福利費加算前）} \times \text{安全衛生経費率}$$

安全衛生経費率は全国仮設安全事業協同組合が作成した、工事費に含まれる平均的な安全衛生経費率を（建設技能者（とび工））にかかる「安全衛生経費率」算出表）を使用する。

各都道府県によりとび工単価は異なるため、ここでは、東京都と群馬県例を試算した。

【算出表にある項目の技能者一人分の単価/年は、次の式により求める。】

算出表 A. 耐用年数が複数年の設備等

1年間にかかる安全衛生経費＝単価÷耐用年数

算出表 B. 職人一人につき就業期間にわたり一度のみ必要な経費

1年間にかかる安全衛生経費＝単価÷平均労働年数(40年)

算出表 C. その他の経費(1年のうちの特定の期間のみ発生する経費等)

1年間にかかる安全衛生経費＝単価×数量

1年間に技能者(とび工)一人当たりにかかる安全衛生経費はA, B, Cの合計により求める。

○建設技能者にかかる安全衛生経費として計上する項目

代表的な安全衛生経費の計上対象項目を以下に示す。これを参考に個社及び個別工事現場の実情に応じて検証することとする。

建設技能者にかかる安全衛生経費

A. 保護具

保護帽

墜落制止用器具（フルハーネス型）

保護眼鏡

安全靴

手袋

安全チョッキ

空調服

熱中症対策（熱中症飴）

B. 安全衛生教育・作業従事者への技能講習、特別教育

雇い入れ時教育

送り出し教育の受講

新規入場者教育の受講

職長会への参加

災害防止協議会・安全衛生協議会・安全パトロールへの参加

朝礼・KY活動・一斉清掃等

職長・安全衛生責任者教育

足場の組立等作業主任者技能講習

型枠支保工の組立等作業主任者技能講習

足場組立等特別教育

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

高所作業者運転特別教育（作業床の高さ10m未満）

職長等再教育及び安全衛生責任者教育

玉掛け技能講習

足場点検（組立・完了）

機械工具の点検

C. 健康診断・その他

一般定期健康診断

アルコールチェッカー導入費

なお、これ以外の安全衛生経費の追加項目がある場合は、別項目で見積書に計上する。

4. 足場標準見積書 ACCESS (案)

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社 御中

御 見 積 書

〇〇仮設工業株式会社

見積金額 ￥

住所

工事名

電話

工期 令和 年 月 日

FAX

令和 年 月 日

名称		形状・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
	足場架払い工事	別紙内訳書の通り					
	a.材料費		1	式			
	b.労務費		1	式			
	c.運搬費		1	式			
	小計(a+b+c)						
	d.一般管理費		1	式			
	計(a+b+c+d)						
	消費税	10%					
	A.施工費計						
	e. 安全衛生経費		1	式			安全衛生経費内訳書より (A)
	f. 法定福利費		1	式			
	計(e+f)						
	消費税	10%					

	B. 安全衛生経費・法定福利費計					
	合計(A+B)					

安全衛生経費 内訳書(案)

① 個別工事現場における安全衛生経費

NO	名称	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
1	防塵マスク	使い捨てマスク	〇〇	枚	〇〇	〇〇	(例)粉塵・溶接等環境による
2	酸素濃度測定	計測器共	〇〇	回	〇〇	〇〇	(例)ピット内作業等
① 小 計						〇〇〇	

② 建設技能者にかかる安全衛生経費

	建設技能者にかかる安全衛生経費	労務費(〇〇〇円)				〇〇〇	東京都労務費の〇〇%
② 小 計							

合 計 (①+②)						〇〇〇	Ⓐ
-----------	--	--	--	--	--	-----	---

3.建設技能者にかかるとび工の「安全衛生経费率」算出表（案）

<設定条件>・令和7年度公共工事設計労務単価

<東京都>¥32,900円/日（とび工）

・年間労働日数 234日/年（令和5年6月16日 CCUSにおけるレベル別ねんしゅうの公表「国土交通省」より）

・労働時間8時間/日

・労働年数は20歳～60歳の40年間と仮定

NO	名称		金額 (税別)	単位	単価/年 (税別)	摘要	備考
A	保護具の着用等						
1	保護帽	耐用年数3年	6,400	個	2,133	ABS、PC、PE製（熱可塑性樹脂）異常が認めれなくても3年以内FRP制（熱硬化性樹脂）異常が認めれなくても5年以内装着体 異常が認めれなくても1年以内	
2	墜落製紙用器具（フルハーネス型）	耐用年数2年	30,000	個	15,000	使用期限：ハーネス・安全ブロックなど使用開始から3年 ロープ・ランヤード・ストラップなど使用開始から2年	日本安全帯研究会
3	保護眼鏡	2ヶ月/個	1,500	個	1,800	普及品 使用率20%（1,500×6×20%）	
4	安全靴	6か月/足	6,000	足	12,000	同上	
5	手袋	2週間/双（使用環境・使い方による）	1,000	双	24,000	革製手袋	
6	空調服	耐用年数2年	20,000	個	10,000		
7	安全チョッキ	3年/枚	2,000	枚	667	同上	
8	熱中症対策（熱中症飴）	7月～9月 個/人・日	10.9	個	654	20日×3か月×10.9円	
B	安全衛生教育・作業従事者への技能講習・特別教育						
9	雇い入れ時教育	1日間（6時間）	42,415	回	1,060	（（公共工事設計労務単価×1日）+受講料）÷40年	受講料：中小建設業特別教育協会9,515円
10	送り出し教育の受講	1時間 現場毎 1回/月	4,113	回	49,350	公共工事設計労務単価÷8時間×12回/年	
11	新規入場者教育の受講	同上	4,113	回	49,350	同上	
12	職長会への参加	同上	4,113	回	49,350	同上	
13	災害防止・安全衛生協議会、安全パトロールへの参加	同上	4,113	回	49,350	同上	
14	朝礼・KY活動・一斉清掃等	20分 現場毎 1回/日	1,371	回	320,775	公共工事設計労務単価÷8時間×（20/60）×234日	
15	職長・安全衛生責任者教育	2日 ※建設技能者2人に対し1人受講	86,810	回	1,085	（（公共工事設計労務単価×2日）+受講料）÷40年÷2	受講料：中小建設業特別教育協会21,010円
16	足場の組立等作業主任者技能講習	2日 ※建設技能者2人に対し1人受講	79,600	回	995	（（公共工事設計労務単価×2日）+受講料）÷40年÷2	受講料：労働技能講習協会13,800円
17	型枠支保工の組立等作業主任者技能講習	2日 ※建設技能者5人に対し1人受講	80,150	回	384	（（公共工事設計労務単価×2日）+受講料）÷40年÷5	受講料：建設業労働災害防止協会14,350円
18	足場組立等特別教育	1日	43,405	回	1,085	（（公共工事設計労務単価×1日）+受講料）÷40年	受講料：中小建設業特別教育協会10,505円
19	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	1日	43,405	回	1,085	同上	受講料：中小建設業特別教育協会10,505円
20	高所作業者運転特別教育（作業床の高さ10m未満）	1日	46,300	回	1,158	同上	受講料：労働技能講習協会13,400円
21	職長等再教育及び安全衛生責任者教育	1日 ※5年毎に再教育	42,600	回	4,260	（（公共工事設計労務単価×1日）+受講料）÷40年×8回÷2	受講料：労働技能講習協会9,700円
22	玉掛け技能講習	2日	89,300	回	2,233	（（公共工事設計労務単価×2日）+受講料）÷40年	受講料：東京技能講習協会23,500円
23	足場点検・記録（組立・完了）（概算3か月毎）	2時間 建設技能者5人に対し1人点検	8,225	回	13,160	公共工事設計労務単価÷8時間×2時間×2回÷5×4回/年	
24	機械工具の点検(始業前)	10分 現場毎 1回/日	685	回	160,290	公共工事設計労務単価÷8時間×（10/60）×234日	
C	健康診断・その他						
25	一般健康診断	0.5日 定期（年1回毎）	25,500	回	26,350	（（公共工事設計労務単価×0.5日）+健康診断料）	健康診断料9,900円（レントゲン、血液検査、心電図、血圧、身長体重、視力、聴力等）
26	アルコールチェッカー導入費	3年/個	6,000	個	2,000	普及品	
合 計					787,574		1年間にかかる一人当たりの安全衛生経費

建設技能者年収	32,900×234日			7,698,600	公共工事設計労務単価×年間労働日数	
安全衛生経费率	787,574÷7,698,600			10.23%	1年間にかかる一人当たりの安全衛生経費÷建設技能者年収×100	労務費に対して